五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　試験研究用等原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第九条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、試験研究用等原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十五条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4　前三項の規定は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については適用しない。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置）

第十条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関して、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

［条を加える。］

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

第十条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

二　試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

三　法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査（第一号に掲げるものを除く。）を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。